



新型コロナウイルス感染症情報

新型コロナワクチンの4回目接種について

町では、新型コロナウイルスワクチンの追加(4回目)接種を実施します。3回目のワクチン接種から5か月を経過した60歳以上の方と、18歳から59歳までの方で、基礎疾患のある方およびその他重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。

7月1日(金)から受付を開始し、7月14日(木)から接種を開始します。
詳しくはホームページ、予約サイトや町コールセンターでご確認ください。

最新情報は
町ホームページを
ご覧ください。



新型コロナワクチン接種 予約サイトはこちら▶



予約方法や詳しい内容はホームページをご覧ください。

利府町新型コロナワクチン接種コールセンター

新型コロナワクチンに関する相談ができます。接種の予約は、接種券がお手元に届いてからになります。

☎0570-047474

午前9時から午後6時まで(土・日曜日、祝日含)
(通話料がかかります)

⚠️ 接種後気になる症状があるときは、 かかりつけ医へ相談してください

ワクチン接種後の副反応についての相談や発熱等の症状がある方は、かかりつけ医等のお近くの医療機関等に電話で相談してください。
※かかりつけ医等がない方や相談先がわからない方は、副反応相談センターに相談ください。

新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター

- 電話番号 050-3615-6941
- 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日含)

⚠️ 発熱など新型コロナウイルス 感染症を疑う症状がある方は

まずはご自身のかかりつけ医等に電話で相談してください。かかりつけの医療機関がない方は(相談先の医療機関がわからない方)下記コールセンターに電話してください。

受診・相談センター(コールセンター)

- 電話番号 022-398-9211
- 受付時間 24時間対応(土・日曜日、祝日含)

新型コロナウイルスに関すること… 問 新型コロナウイルス対策室 ワクチン接種係 ☎356-2125

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する保険税(料)の減免について

- 対象となる保険税(料)
令和4年度の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

- 申請期限
令和5年3月31日(金)まで

- 対象となる方・減免割合
新型コロナウイルス感染症の影響により以下に該当する場合

①主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

→保険税(料)の10割

②主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等[*1]の額が、令和3年中の事業収入等の額と比べて10分の3以上減少する場合(保険金、損害賠償等による補填額がある場合は、収入に含みます) *1…事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入
→減免基準保険税(料) [*2]の10割、8割、6割、4割、2割(介護は10割、8割)のいずれか

*2…主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得相当分の保険税(料)

*主たる生計維持者が事業を廃止又は失業した場合は、令和3年中の合計所得金額に係らず、減免割合は10割となります。

申請書類は状況に応じて異なりますので、
詳しくはお問い合わせください。
また、町ホームページにも掲載しています。

問 税務課 保険税係 ☎767-2117

事業者の皆様へ

利府町小規模企業者等事業継続支援金の交付申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、国の事業復活支援金の給付決定を受けた小規模企業者等に支援金を支給します。

- 給付額 1事業者につき法人10万円、
個人事業者5万円
- 申請期間 8月31日(水)まで



※詳しくは町ホームページをご確認ください。

問 商工観光課 商工係 ☎767-2120

宮城県低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。

【ひとり親世帯】

●対象者

- (1)～(3)のいずれかに該当する方
- (1)令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
(申請不要)
- (2)公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(要申請)
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
※公的年金等には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当。
- (3)令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方(要申請)

【受給手続】対象者(2)・(3)に該当される方は申請が必要です。

●給付額 児童1人当たり一律5万円

●申請受付期限：令和5年2月28日(火)※消印有効
子ども支援課子ども給付係窓口または郵送により申請書をご提出ください。

【ひとり親世帯以外】

●対象者

- (1)・(2)のいずれかに該当する方
- (1)令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方(申請不要)
- (2)(1)のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)の養育者であって、以下のいずれかに該当する方(要申請)
※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象。
・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

【受給手続】対象者(2)に該当される方は申請が必要です。

●振込予定日 支給決定後、可能な限り速やかに支給します。
※申請書は、利府町ホームページからダウンロードできるほか、窓口でもお渡しします。

☎ 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903 子ども支援課 子ども給付係 ☎767-2193

令和4年度住民税非課税世帯等 臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給します。

●対象世帯

- (1) 住民税非課税世帯
世帯全員が令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯
→対象と思われる世帯には、準備が整い次第、必要書類を送付します。
- (2) 家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯
→申請が必要です。申請手順については準備中ですので、決まり次第、町ホームページでお知らせします。

※(1)、(2)ともに、世帯全員が住民税課税者の扶養親族(税法上の扶養)となっている世帯、令和3年度給付金の対象であった世帯は対象外です。

☎ 地域福祉課 福祉総務係 ☎767-2148

広告枠



一般廃棄物処理・産業廃棄物収集運搬
し尿処理・浄化槽維持管理・清掃業務
〒981-0111 利府町加瀬字東後山19-1
TEL 022-356-2424 FAX 022-356-5066

人と地域と健やかな毎日を結びます



医療法人寶樹会
仙塩利府病院

◆診療科 整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、内科、眼科、
形成外科、皮膚科、放射線科、麻酔科(医師 鈴木寛寿)

利府町青葉台2丁目2-108 TEL 022-355-4111